

2024年（令和6年）3月19日

会 員 各 位

大 阪 弁 護 士 会
会 長 三 木 秀 夫

届出手数料改定のお知らせ
（弁護士法人・共同法人・外国法事務弁護士法人）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当会の諸活動にご協力を賜りありがとうございます。

さて、2023年10月1日から改正消費税法が施行され、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、同制度においては税率ごとに区分した消費税額の小数点以下の端数処理が、一つの適格請求書につき、税率ごとに1回とされていますが、大阪弁護士会弁護士法人規程・大阪弁護士会共同法人会員基本規程・大阪弁護士会外国特別会員基本規程において「10円未満の端数は、切り捨てとする」と定められていたことから、同規程の改正を行い、**2024年4月1日**より、次のとおり届出手数料を変更いたしますのでお知らせいたします。

恐れ入りますが、届出をされます場合は、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

2024年4月1日から

現 行	改 正 後
届出の都度、4,630円に消費税相当額を加えた額（計算上生じた10円未満の端数は、切り捨てる。）	届出の都度、4,500円に消費税相当額を加えた額

※日弁連への届出手数料が必要な場合は、別途2,000円が必要です。

以 上